

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

私は、A社に、昭和53年8月21日に入社し、59年1月31日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社からの回答等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和53年9月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が届け出た申立人の資格喪失日が前述の被保険者名簿の資格喪失日と一致していることが確認できるところ、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和53年10月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

私は、A社に、昭和53年8月21日に入社し、平成16年5月31日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社からの回答等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和53年9月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が届け出た申立人の資格喪失日が前述の被保険者名簿の資格喪失日と一致していることが確認できるところ、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和53年10月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を108万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 25 日

私は、平成 15 年 7 月から A 社に勤務しており、給与（賞与）明細書等の資料は所持していないが、17 年 7 月の賞与の支払いが行われているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間における標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できるとともに、B 町が保管する「平成 17 年分給与支払報告書」及び C 銀行から提供された申立人の銀行口座取引明細表により、申立期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の「平成 17 年分給与支払報告書」により推認できる厚生年金保険料控除額から、108万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、A社は既に廃業している上、当時の事業主とは連絡が取れず、供述も得られないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、A社に昭和38年3月1日に入社し、40年7月31日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間に同社において継続勤務していたことが確認できる在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書及び同社が提出した申立人に係る辞令簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年11月1日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和38年9月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社は、「申立人に係る辞令簿から判断すると、申立期間に継続して勤務していたことは明らかなため、申立人の異動時に申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出た可能性

が高い。」と回答している上、事業主が資格喪失日を昭和38年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

昭和32年8月にA社に入社し、同社C支店に勤務した。43年9月に退職するまで同社に継続して勤務しており、途中で会社を休職したり一時退職したりするようなことは無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社C支店において申立期間当時に申立人と同じ部署で同様の業務に従事していたとしている同僚の供述、当該同僚が所持する給与明細書の記録及びB社本社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと回答していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失時の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社本社は、「資格喪失の届出について申立てどおりの届出を行っておらず、保険料についても納付していない。」と回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当

時)は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間当時、A事業所への勤務に引き続きB事業所に勤務していたが、被用者年金には加入していなかったため、昭和 61 年 4 月以降は、国民年金及び国民健康保険に加入していた。国民年金保険料は、前年の収入額に応じた金額を、納付書により郵便局等で前納していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月から国民年金及び国民健康保険に加入し、国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたと主張するが、申立人は、加入手続及び年金手帳の所持について記憶が定かではない上、申立期間を含め、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立期間は未加入期間であるため、納付書が発行されることは考え難く、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものとみられる。

また、申立人は、保険料について、前年の収入額に応じた額を前納により納付していたと主張するが、国民年金の保険料額は、前年の収入額に応じて決定されることはなく、主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4501（事案 4341 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月7日から同年4月1日まで
② 昭和21年8月20日から24年8月31日まで

A社B支店（現在は、C社B支店）に所属し、B支店内のD担当として勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、両申立期間において、A社B支店内でD担当として勤務していたことは間違いがないため、再度調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) C社B支店が保管する申立人の人事記録によれば、申立人の退職日は昭和20年9月30日と記録されており、申立期間における申立人の勤務実態が確認できないこと、ii) C社B支店は、「申立人に係る人事記録では、申立人は昭和20年9月30日付けで整理・解職により当社を退職していることが確認できることから、退職日後である申立期間については、当社に勤務していなかった可能性が高いと思われる。」と回答していること、iii) A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同社において、昭和20年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、24年9月1日に同資格を再取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していること、iv) 申立人のA社B支店における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更し、申立事業所についても、自身が昭和 43 年当時作成した履歴書に「B支店内D担当として（下請）」の記載が確認できることからA社B支店の下請として厚生年金保険に加入していた可能性があるとして、再度申立てを行っているが、申立人は下請事業所の名称、所在地等について不明としており、事業所を特定できないことから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 28 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 56 年 3 月から 60 年 8 月まで申立事業所においてA業務に従事していたが、専門学校に通学していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の申立事業所に係る資格取得日は昭和 56 年 4 月 1 日、離職日は 60 年 8 月 30 日となっており、申立人が申立期間において申立事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「専門学校 2 年目の期間は、当事業所における勤務時間が少ないため社会保険に加入させることができないので、B 国民健康保険組合に加入させていた。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私が専門学校に通学していた期間はB 国民健康保険組合に加入していた。」と供述しているところ、C 県B 国民健康保険組合が保管する被保険者台帳により、申立人の昭和 59 年 7 月 6 日から 60 年 5 月 21 日までの期間の被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち 59 年 7 月 6 日から 60 年 4 月 1 日までの期間においてはB 国民健康保険組合に加入していたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の備考欄には、申立人が昭和 59 年 4 月 28 日に健康保険及び厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証を返納したことを示す「59.5.23 証返」の記

載が確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年7月まで

A社及びB社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時、業務災害により医療機関を受診したこと、当時の上司や同僚の名前を記憶していること、及び私の妻には申立期間を通して国民年金の資格記録があることから、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）並びに同社及びB社に係るオンライン記録により、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和 63 年 4 月 1 日から申立期間の一部を含む平成元年 11 月 30 日までの期間において、C社に係る被保険者記録は確認できるものの、申立事業所の被保険者記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本の記録及び被保険者名簿により、申立期間当時のB社の代表取締役は、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該元代表取締役は、「B社及びA社は同じ敷地内に所在しており、当時、両社の従業員は業務を兼務していた。しかしながら、申立人に係る記憶は無く、当時の両社に係る社会保険関係の資料等は保管していない。」と回答している上、申立人が同社に勤務していた時の専務として名前を挙げた者は、病氣療養

中のため供述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本の記録により、同社は平成7年3月31日に解散していることが確認できる上、当時の事業主及び取締役は連絡先が不明であり照会することができない。

加えて、A社及びB社に係るオンライン記録から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚10人に照会し、7人から回答が得られたところ、このうち5人は、「申立人に係る記憶が無い。」と供述しており、申立人の名前を記憶していた2人も、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している上、オンライン記録により確認できる申立期間の厚生年金保険の被保険者数が、上記複数の同僚が記憶する従業員数より少ないことを踏まえると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間当時、申立人が業務災害により受診したとする医療機関及び労働基準監督署では、いずれも、「関係資料を保管していないため、申立人について確認することができない。」と回答している。

さらに、被保険者名簿並びにA社及びB社に係るオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人の妻に係る年金記録については、申立期間の被保険者資格は国民年金第1号被保険者となっており、配偶者が厚生年金保険被保険者である場合の被扶養者が取得する第3号被保険者とはなっていない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。